

平成29年11月定例会 県土整備委員会（付託）

平成29年12月7日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

元木委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成30年度に向けた県土整備部の施策の基本方針について（資料①）

瀬尾県土整備部長

1点、御報告させていただきます。

平成30年度に向けた県土整備部の施策の基本方針についてでございます。

これは来年度の予算編成に向けた、県土整備部の施策の基本的な方針を御報告するとともに、その内容を県のホームページに掲載し、県民の皆様にも広くお知らせしようとするものでございます。

お手元の資料を御覧ください。

県土整備部におきましては「エポックメイク第2弾ラストスパート」と「その先に向けた玉込め」をキャッチフレーズに、「安全安心・強靱とくしま」の実現、「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現、「大胆素敵・躍動とくしま」の実現の三つの基本目標のもと、地方創生の礎となる県土づくりを推進してまいります。

まず、第1の柱「安全安心・強靱とくしま」の実現でございます。

大規模地震等自然災害を迎え撃つ県土強靱化の推進につきましては、まず、地震・津波対策として「命の道」「活力の道」となる高速道路ネットワーク等の整備を進めてまいります。特に、四国横断自動車道において、立江・櫛淵地区へのインターチェンジの設置など、高速道路の南伸に向けた具体的な取組を進めてまいります。

また、災害に強い住環境を構築するため、国や市町村との連携のもと、木造住宅の耐震化に対して、全国をリードする支援制度の設計を進めてまいります。

次に、浸水・土砂災害対策等として、洪水被害の軽減を図る既存ダムの機能維持及び向上のため早明浦ダム再生の事業化の実現とともに、恒久的堆砂対策を含めた長安口ダム改造事業を促進してまいります。

また、浸水被害の軽減を図る河川の改修や土砂災害に対する県民総ぐるみの意識啓発を推進してまいります。

社会資本の総合的・戦略的維持管理につきましては、新技術を生かした効率的維持管理手法の確立として、IoTなどを活用した点検の実証を進め、今後のインフラ管理に生か

してまいります。

地域の安全・安心を支える「建設産業」の健全な発展につきましては、スマートワークで進化する「新3K・建設産業」として、ICTやIoT技術の導入により建設現場の生産性の向上を図ってまいります。

次に、第2の柱「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現でございます。

移住を促す快適な生活環境の整備につきましては、地域の歴史・文化を生かした魅力あふれる「生活環境」創生として、空き家情報の提供や空き家のリノベーション支援など、移住促進に向けた空き家等の利活用を進めてまいります。

未来へつなぐ！次世代公共交通体系の創造につきましては、世界初となるDMVの導入に向け、本年度に引き続き車両製作を着実に進めるとともに、駅舎改築に着手してまいります。

また、路線バスや鉄道など地域を支える公共交通の維持・利用促進を図ってまいります。

既存ストックを活用した個性的な地域づくりにつきましては、津田木材団地のリノベーションなど、今ある資産の有効活用による地域活性化を支援するとともに、道の駅を拠点とした地方創生に取り組んでまいります。

最後に、第3の柱、「大胆素敵・躍動とくしま」の実現でございます。

世界とつながる「ゲートウェイとくしま」の推進につきましては徳島阿波おどり空港の機能強化の効果を最大限に発揮するため、1日も早い国際線の就航に向け、積極的なエアポートセールスやインバウンド・アウトバウンド対策に取り組むとともに、国内航空ネットワークの充実を図ってまいります。

また、四季を通じたクルーズ客船の寄港を誘致するため、戦略的なポートセールスを実施してまいります。

世界に輝くスポーツ振興・あわ文化の発信につきましては、3大国際スポーツ大会等に向けた競技施設の充実として、鳴門総合運動公園の球技場や蔵本公園のプールの改修などを進めてまいります。

最後に、世界に誇れる「おもてなしの国とくしま」魅力向上の推進につきましては、道の駅において快適に利用できるトイレ整備を加速してまいります。

以上で、来年度の予算編成に向けた、施策の基本方針の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

元木委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

重清委員

昨日の総務委員会でも質疑があったようでございますが、今回の地方公務員法違反の疑い事案について県土整備部で事実確認を調査していると思うが、今の状況と現在確認した

内容は何か、まず御報告いただきたいと思います。

谷本県土整備政策課長

県土整備部の事実確認の状況及び確認した内容について御質問を頂きました、地方公務員法の守秘義務違反の疑い事案につきまして御説明させていただきます。

本事案につきましては平成28年1月に東部県土整備局が発注しました、徳島市国府町での河川工事をめぐりまして、県が実施する当該工事に係ります施工体制調査の調査日を当時在籍しておりました職員が、施工会社に対しまして事前に伝えたというものでありまして、去る11月27日地方公務員法の守秘義務違反の疑いで書類送検されたというものでございます。

本人はこれまで複数回事情聴取を受けておりまして、県土整備部といたしましても本人から事情を聞いております。調査当日でありました2月19日10時頃に、施工会社の社長に対しまして、「本日、午後調査予定」とショートメールで連絡したことを本人は認めております。

また、情報の入手経路につきましては施工体制調査の前に調査員が関係書類や現場の状況を工事担当者に確認する場合がありますが、その光景を見聞きしたり調査当日に出張先を記入しましたホワイトボードの情報から、調査予定日を本人が類推したというものでございます。

また、連絡は施工会社からの依頼に応じたものではなく、本人自らが判断して行ったというものであり、その理由につきましては地元対策を円滑に対処してもらうために連絡したと聞いております。また、施工会社に調査日を事前に伝えたのは当該工事の1回だけであると本人からは聞いております。

重清委員

今の報告では1回だけメールで事前に連絡したということでございますが、今新聞報道だけで県民から見ても私たち議員から見ても、事案の経緯が非常にわかりにくくなっておりますので、まずこの施工体制調査とはどういうものなのか最初に教えていただけますか。

飯田建設管理課長

施工体制調査につきまして御質問を頂きました。県におきましてはこれまでも施工体制台帳の提出でありますとか技術者等の届出、それから技術者台帳の作成等により、工事が適正に施工されるよう指導を行ってきたところでございますが、平成13年4月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されまして、これに基づき公共工事入札契約適正化指針が定められ、この中で公共工事の施工能力の面から不良・不適格業者を排除する観点から工事現場への立入点検、これが明記されたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、施工技術者の設置状況や下請負人の施工状況など、施工体制をより適正なものとすることを目的といたしまして、県独自の施工体制調査実施要領を策定し、それに基づいて調査を行っているものでございます。

この調査につきましては、工事現場を監督しております執行機関の長が選任した調査者

によりまして、原則2名体制で抜き打ち的に実施をしております。また、この調査箇所や日程につきましては、発注者と監督員との連絡に支障を来さないようにするために、特段の理由がある場合を除いて常に工事現場に滞在することを求めています。現場代理人の常駐、それから建設業法に基づきまして、一定の請負金額以上の工事に義務付けられております主任技術者の専任の状況、その他名札の着用や資格者証の携帯、こういったことにつきまして確認をしているものでございます。

重清委員

次に、この施工体制調査の情報管理は、どうなっているのかお伺いいたします。

飯田建設管理課長

施工体制調査の情報管理につきましての御質問でございます。この施工体制調査に当たりましては、工事の下請の状況でありますとか、現場代理人それから主任技術者といった施工体制の確認に必要になりますことから、担当者にこれらの資料の提出を事前に求めること、それから組織管理上、職員の所在状況を明確にしておく必要がございますので、職場に備付けの当日の行動を記すホワイトボードに外出の方面などを記入することはございます。その場合におきましても、調査に必要となる施工体制を確認する資料は調査の直前に求めない、それからホワイトボードへの行き先の記入につきましても具体的な箇所ではなくておおよその方面のみを記入するといった、内部でも情報管理には注意を払っていたところでございます。

さらに、調査につきましては施工業者に対し事前通告せずに立入調査を実施することとしておりまして、調査の対象や日程につきましては外部に秘密にしていたところでございます。

なお、今回の事案につきましては当該職員は調査の情報を知り得る立場にはございませんでした。先ほど、県土整備政策課長からも御答弁させていただきましておおり、職員本人が調査の予定を類推いたしまして業者に伝えたということを聞いております。

重清委員

今回の事案はホワイトボードへの記載を見てメールをしたとの報道ですけど、このホワイトボードへの書き方、これ各庁舎で統一されているのか。また記載は調査の当日に書いているのかどうか、この点はどうか。

飯田建設管理課長

ただいま、ホワイトボードへの記入の仕方につきまして御質問を頂きました。この記入に当たりましては、詳細な目的地というものではなく方面のみを記入する場合のほか、庁舎によりましては施工体制調査という用件のみを記入している場合もございますが、いずれの場合におきましても情報管理には注意を払って記入をしていたというものでございます。また、ホワイトボードへの記入につきましては調査の当日に記入をしていたと聞いていたところでございます。

重清委員

調査に入って不備があった場合どういう対応してるのか、そのときの受注業者はどうなっていくのかお伺いいたします。

飯田建設管理課長

調査に不備があった場合の対応ということでございます。立入調査の結果、不都合な項目があった場合、現場での指導をまず行った上で適切な時期に再度調査を実施することとしております。

なお、再調査をいたしましても改善されていない項目があるときにつきましてはその不都合の程度に応じまして、文書注意を行うなど適切な対応をとっているところでございます。さらに、この不都合の程度によりましては工事成績評点の減点を行う場合もございます。

重清委員

この事案は平成28年度だったと思うんですが、そのときに施工体制調査を何件実施して、また不備があったのは何件で文書注意したのは何件なのかお伺いいたします。

飯田建設管理課長

昨年度の施工体制調査の調査実績についての御質問でございます。昨年度、施工体制調査を実施した箇所につきましては264か所でございます。そのうち、調査の結果に不都合があった箇所につきましては13か所でございます。

その不都合の内容でございますけれども、現場代理人や主任技術者の名札の未着用、施工体制台帳の現場未設置、そのほか施工体系図の未掲示や記載ミス、こういったものが不都合の内容でございました。この不都合の内容につきましては、比較的軽微なものばかりでございまして改善もなされております。そういうことで文書注意の対象となったものはございませんでした。

重清委員

文書注意はなかったということは減点の会社もなかったということですが、今回この職員からの連絡がなくて抜き打ちで調査が行われ、万が一、現場に不備があった場合には、最終的に工事成績評価点の減点につながった可能性は否定できないのではないかと思いますけど、その後の入札結果に影響がなかったかどうかお伺いいたします。

飯田建設管理課長

今回の事案が、その後の入札結果への影響になかったかという御質問でございます。今回、施工体制調査の情報を伝えたとされます2016年1月に県が発注いたしました徳島市国府町での河川工事のしゅん工後に当該業者が受注した工事につきましては1件ございました。この工事につきましては総合評価落札方式で入札執行されていたところでございます。仮にこの河川工事におきまして施工体制に不適正、不備な点があり工事成績評定点が減点されたということを想定いたしまして、その後この1件の工事への入札への影響を検

証した結果、落札者が別の業者に変わるといった影響はないということは確認をいたしております。

重清委員

入札結果に対して影響はなかったようですが、悪いことをしたことは悪いことをしたという状況でございます。また、飲酒や現金の収受など倫理条例違反に係る報道もありましたが、県土整備部での対応はどうなっているのか。工事発注で便宜を図ったとか、時効が成立しているなどの報道もあるが、審議を明らかにするためにも事実を調べないといけな

谷本県土整備政策課長

倫理条例違反に関する御質問を頂いております。これらの事案につきましては現在、本人から事情を聴取しております。また、その裏付けも含めて事実確認を行う必要があると考えておりますので、現在、経営戦略部と連携しながら、様々な方策を検討しており、先の事案と併せて全体の事実関係の把握に鋭意努めている状況でございます。

重清委員

飲食や贈答品、現金などの収受もあったのではないかとということが大きく何回も報道されておりますので、これについては県土整備部できっちりと事実確認をしていただかなくてはならないと思います。きちんと調べて事実関係をはっきりさせないと、ほかの工事でも同じようなことがあるのではないかと誤解されているのではないかと思ふんですよ。それを払拭しないといかんし、今、確かに地方検察庁での捜査が行われておりますので捜査の状況を見極めながらだと思いますが、やはり県土整備部として調べて議会に報告をしていただかなくてはならないと思いますがどうでしょうか。

市原県土整備部副部長

県土整備部としてきちんと調べて議会のほうにも報告をしろという御指摘を頂きました。本案件につきましては事実確認の状況、また、施工体制調査の状況につきましては各課長のほうから御答弁申し上げた状況でございますけれども、現在も本件につきましては地方検察庁において捜査が行われておりますので、真相究明のためにもその状況を見守るとともに県土整備部といたしましても引き続き本人や関係者のほうから事情を聞くなど、情報収集をいたしまして事実確認を行ってまいりたいというふうに考えてございます。今後とも経営戦略部のほうとも連携を密にいたしまして、詳細な事実関係を正確に把握させていただいた上で適切に対処してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

重清委員

早く把握し、早急に議会へ報告していただきたいと思いますが、今、確かにまだ捜査結果も出ていないが県民の方々に多大な疑念を抱かせたと思っておりますので、例え個人的な問題であったとしても制度的に見直していけるものは見直していかないといけないと思いま

す。これについて先ほど施工体制調査の状況も聞きましたけど、規定やマニュアルの見直しなりをして、情報管理や調査担当者の意識を徹底することは捜査結果のいかんにかかわらず、より適正な調査にするためにも必要と思います。今すぐ見直しをして報告できるものはしていただきたいと思いますがどうでしょうか。

市原県土整備部副部長

これまで一連の報道を受けまして、まず部内の事業の主管課でありますとかそれから各庁舎の工務担当者、工務担当の責任者に対しまして情報管理の徹底、また、守秘義務の徹底につきましてこれまでも周知徹底を行ったところがございます。今後ともこの点については各種研修の場を活用いたしまして職員の意識改革に取り組んでまいりたいと思っております。

一方、施工体制調査でございますけれども、制度的に改善できるものは改善をしていくということは、制度自体をより良い制度にしていく上でも大変重要だと考えてございます。今回の事案を機に一層の情報管理の徹底に向けまして、調査情報を例えば一元管理する仕組みの構築でありますとか、また、実施要領の見直しにつきましては直ちに取り組んでまいりたいと考えてございます。

重清委員

直ちに取り組んでまいりたいということですけど、今も工事をしたり、これから施工体制調査も出てきますので、今回の報道でホワイトボードへの記載が原因でわかってメールをしたということで、これを止めるとか、すぐできることはやったらどうかと思うんですけど、ゆっくり考えるのでなくてこれはもうすぐに変えられるところは、今日明日にでもやったらどうですか。

市原県土整備部副部長

申し訳ございません。委員の御指摘、もっともかと思えます。要領の見直しに先立ちまして早速ホワイトボードへの記載の仕方の見直し、そういったすぐできることについては、直ちに取り組むように各庁舎のほうに指示をいたします。

重清委員

その点はよろしく願いいたします。最後に責任者として部長、今回の事案をどのように考えているかお伺いいたします。

瀬尾県土整備部長

本事案につきましては今までいろいろ御指摘ございましたように、県民の皆様にも多大な疑念を抱かせているところがございます。その件につきましては県土整備部として重く受け止めているところがございます。先ほどから委員の御指摘もありましたように、できることから直ちに取り掛かり、県民の皆様の疑念を払拭するためにできることはすぐやる。また、あるいは速やかに事実関係を把握して、今回の問題の本質をしっかりと見極めて適切に対処してまいりたいと考えておりますので御理解のほど、よろしく願いをいたしま

す。

重清委員

この件につきましては1日も早く事案を把握して議会に報告していただくとともに、再発防止に全力で取り組んでいただくよう強く要望して終わります。

達田委員

重清委員から言われましたことは本当にごもつともだと思います。解決のために全力で取り組んでいただきたいと思うのですが、不思議だなと思いましたが、報道によりますと何年も前から頂き物をしたり現金を受け取ったこともあったというようなことで、時効が成立するほど長い間そういうことが続いていたと受け取ったんですが、どうしてそれがなかなか表面に出なかったのか、きっかけが土地改良区のことなどがあってそこから出てきたというんですが、そういうことがなければ出てこなかったという、そこがちょっと不思議だなという思いがするんです。日頃職員が何か飲食の提供を受けていないとか、何か頂き物をした場合にはお返しをするんですよとか、そういう職員に対する教育というのはどういうふうに行っているんでしょうか。

谷本県土整備政策課長

職員に対しましては春、秋にコンプライアンスの会議を開きまして、チェックシートでそういう倫理面についてはチェックさせていただいております。

達田委員

長いことわからなかったというのは、どういう状況だったからわからなかったのかが不思議なんです、その点はいかがですか。

谷本県土整備政策課長

倫理事案に関する質問でございますが、先ほどの重清委員の説明と重なりますが、現在、飲食や現金の収受につきましては本人から事情を聞いております。その裏付けも含めまして事実確認を行う必要があると考えておりますので、現在、経営戦略部と連携し様々な方策を検討するなど事実関係の把握に鋭意努めているような状況でございます。

達田委員

守秘義務違反ということがあったとすればもちろんですが、いろいろなその他の頂き物をしたということが事実であったとすれば公務員の倫理に関する条例とかにも抵触しますが、そうしたらこの職員の処分はどういうかたちになっていくわけでしょうか。

谷本県土整備政策課長

職員に対する処分について御質問を頂きました。処分につきましては当部の所管ではございませんが、詳細な事実関係を正確に把握した上で関係部局と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

達田委員

利害関係者であるかなしかを問わずに、やはり飲食の提供を受けるとか、あるいは物品を受け取るとか、そういう場面がいやが応でも出てくる場面があると思うんですが、それが年にどれぐらいあるかというのは県土整備部として調査をされておりますでしょうか。

谷本県土整備政策課長

飲食の回数等についての御質問を頂いたと思います。現在手元にそのあたりの資料を持ち合わせておりませんのでお答えすることができません。

達田委員

報告をすることになっていますよね。職員がもらった場合とか飲食の場合とか、そういう場合に報告書を出していると思うんですが、そのうち県土整備部でどのくらい出されているのかそれもきちんと報告していただけたらと思いますが、今どういうことを報告するようになっているのでしょうか。

谷本県土整備政策課長

どういう場合に報告するのかという質問を頂いております。基本、飲食を利害関係者また事業者とするときは報告を出すということになっております。また贈答品をもらったという報告もさせるようにいたしております。

達田委員

幾ら以上という金額の制限というのはございますか。

元木委員長

小休いたします。（11時04分）

元木委員長

再開いたします。（11時04分）

谷本県土整備政策課長

はっきりしたことは今御報告できないんですけど、金額的な幾ら以上というのはないかと私自身は認識しております。

達田委員

職員全体で贈与や飲食届というのは一応お聞きしているのですがけれども、その中で県土整備部の方がどれぐらいかというのが全体の数しか出ておらず、わからないのでまた後で教えていただけたらと思います。やはり利害関係者からそういうことをされるといって、これとんでもないことですが利害関係者でなくてもそういうことが日常的になりますと慣れてしまうといえますか、もらい慣れが起きてしまうんじゃないかと思います。ですから

本当に日頃から物品の提供であるとか飲食であるとか、本当に小さなものであっても気を付けなくてはいけないんですよということをやっぱり徹底していただきたいと思います。

それから報道によりますと、この会社の幹部の方が御親戚の方だったというようなことも書かれておりましたけれども、親戚とか同級生とかそういう関係でいうといっぱいあるわけですね。だけど、一々それが情報を漏らすというようなことになっていたら大変なことではございますので、どんな関係であってもきちんと守るべきものは守るということで取り組んでいただけたらと思います。

日頃非常に真面目に仕事をされている方がこういうふうになっていくのは本当に残念なことですので、その点この方に限らず全ての職員にそういう方向で徹底して、立場というものをきちんと守るよということをしていただきたいなと思うんですが、事件があった後、いろいろされたということなんですけれども、今後しっかりと本当に繰り返し取り組んでいく必要があるんじゃないかと思うんですがその点はいかがでしょう。

谷本県土整備政策課長

先ほど瀬尾県土整備部長から答弁させていただいたんですけれども、県民の皆様の疑念を払拭するため速やかに事実関係を把握しまして、今回の問題の本質をしっかりと見極めた上で適切に対処してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

達田委員

しっかりと調べているということですので、県土整備部としても独自にきちんとした調査をしていただいて県民にわかるような報告をしていただけたらと思います。

次なんです、さきの議会でお尋ねをいたしました音楽列車の問題ですけれども、本会議でも知事はとくしま記念オーケストラ事業につきましてはもう終わりですよとおっしゃったわけなんです。ですから、このとくしま記念オーケストラを使った音楽列車というのも多分なくなるだろうと思うんですが、私はイベント列車そのものを否定しているわけではなくて、やはり鉄道の振興ということから考えますといろいろなアイデアを出し合って、お客さんがたくさん乗ってくれるような取組をしていくべきではないかと思っております。それで来年度以降新しい目線で取り組んでいくべきではないかと思うんですが、その方向性が見えておりましたら教えていただけたらと思います。

佐藤次世代交通課長

現在、来年度予算に向けまして公共交通の利用促進策について様々な検討を進めているという状況でございます。我々といたしましては、鉄道をはじめとしまして路線バスなど地域住民に身近な公共交通を維持していくためには、利用促進策は不可欠であると考えております。これまでも音楽を活用した企画列車とか路線バス等、公共交通機関の利用によります環境配慮などをPRする交通エコライフキャンペーンでありますとか、地域住民の皆様とともに町の顔ともいえる駅や駅前広場などの清掃活動を行います、駅前リフレッシュ活動を実施するなどして公共交通機関の利用促進に取り組んできたというところがございます。

公共交通を取り巻く環境がモータリゼーションの進展でありますとか、人口減少でますます厳しくなる中、次世代に向けまして移動手段を確保していくためには、やはり地域の皆様に愛されるこうした公共交通機関にしていく必要があるものと考えております。そこで来年度の事業の方向性といたしましては、公共交通機関を利用される地域の皆様が主体となって利用促進策を企画するなど地域ぐるみで公共交通機関を盛り上げていく、そうした取組に例えば行政が支援をするなどの取組ができないか、そういう方向性で現在検討を進めているところでございます。

達田委員

私もJR利用者として、この路線がもっとにぎわいをもってお客さんがどんどん乗ってくれるようになったらいいなと常に思っておりますので、是非その取組は広めていただきたいんですが、まず大事なことはイベントという1日限りのものというのもいいんですけども、通勤、通学と毎日の交通手段として使う方がもっと増えていただけたら自家用車でなく、鉄道とかバスとか公共交通機関を使って移動していただく、そういう方を増やしていくことが、まず大事ではないかと思うんです。そのためには利便性を高めるとか、もっとバスの便数も増やしていただきたいなというのもあるのでそういう方向で、まず取り組んでいただきたい。

もう一つは、イベント等で鉄道に関心を持っていただくという取組に関しましては、子供からお年寄りまで幅広い県民の皆さんの御意見を伺って、そしてどういう列車に乗りたいですかというようなことを幅広くお聞きをするという、やっぱり子供の意見、若者の意見というのは非常に斬新で良い意見も出してくれると思いますので、是非そういう方向で取り組んでいただきたいなと思うんですけどもその点いかがでしょうか。

佐藤次世代交通課長

来年度の方向性といたしましては、やはり地域の皆様とともに利用促進策を企画するというのも考えておりますので、今後市町村等の皆様と連携しながらどういった取組ができるかというのは、引き続きしっかりと検討を続けてまいりたいと考えております。

達田委員

もう1点、音楽列車に関しましては、次世代交通課が出した金額というのは全体の事業費のほんの一部という金額ではありましたが、そのお金の流れというのをきちんと把握をすることが大事ではないですかということを指摘させていただいたんですけども、その点につきましては、鉄道のことだけやってるわけですから鉄道の部分だけはわかるが、ほかの全体事業費についてはわからんというのわかります。ですが、その出したお金というのが毎年ほとんど同じ金額で出てるわけですが、きちんと計画どおりに使われたのかということを検証して把握されているのかどうか、その点だけお尋ねしておきたいと思いません。

佐藤次世代交通課長

音楽列車事業の支払の確認等をきちんと行っているのかという点でございませうけれど

も、我々としては事業費につきましては事業費の一部を文化振興財団のほうに負担するというかたちで事業をしております、文化振興財団からの実績報告を確認して支払をしているというところでございます。

達田委員

前の議会でも委員会でもお尋ねしたんですけれども、JRにお支払いするのも全て文化振興財団にお任せしているというような状態だったと思うんですが、やはり自分たちが出した分については、きちんと検証するということが必要じゃないかなと思うのですが、その点はあれ以降どうされているのでしょうか。

佐藤次世代交通課長

文化振興財団のほうにも支払状況などは鋭意確認いたしまして、JRの車両借上料につきましてもきちんと支払われておると確認いたしております。

達田委員

そうしましたらこの前もお聞きしたんですが、乗客の方が負担していた年度については払っていないと受け止めてよろしいですか。

佐藤次世代交通課長

年度によりまして乗客の方が利用料を負担するしないといった差がございます。それで乗客の方が必ずしも料金を支払っているからといって列車の借上料を支払っていないというわけではございません。結局JRと借上料は交渉するわけでございますが、その中でやはり乗客の方に御負担していただく金額、それと実際の列車の借上料、そうした差額というのが出てくる場合もございますので、そうした場合につきましては文化振興財団から一部負担をするとそういった事例はございます。

達田委員

そうしましたら、そのイベントのやり方によって列車の乗客から頂くお金と借上料ももらえるということでJRにとっては、二重に列車料がもらえるということになるわけですよ。それもきちんとお支払いしているということになるので、乗った人数で計算してみますと、乗客の皆さんから頂いたお金と借上料とほぼ同額になるんです。ですから、例えば2,800円の参加料を出してます、そのうちにJRの交通費も含まれておりますということがちゃんと書かれておりましたので、その点を以前お聞きしたんですけれども、借上料だけで運行をしてくださるときと乗客からも取って借上料ももらってという年がありましたので、これいったいどうなっているのかなと思ってお尋ねしたわけなんですけど、その点もきちんと次世代交通課からお支払いしたお金がJRに渡っていると受け止めてよろしいですね。

佐藤次世代交通課長

JRへの車両借上料は適切に支払われているということは確認いたしております。

達田委員

きちんとこういうふうに使いましたというのが、まだ年度途中ですので出てこないですけども来年度には報告として出されてくるとお思いますので、見せていただきたいと思っております。

次なんです、今回議案第2号で徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例で、特に53条の建築物の地震による倒壊から県民の命を守るということで耐震診断、耐震改修が円滑に行えるように条例の一部を改正するというのも出ております。具体的に今建築物の耐震化という点でいきますと、非常に遅れているということがずっと指摘をされてきたわけなんです、現在いろいろな事業がありますけども耐震化事業、それから安全・安心リフォーム事業に関してどれぐらいされているのでしょうか。

藤本建築指導室長

木造住宅の耐震化事業の支援制度の状況についてということで御質問を頂きました。木造住宅の耐震診断、耐震改修等の進捗状況でございますが、今年度11月末の進捗状況は、耐震診断につきましては727戸、それから耐震改修につきましては436戸の申込みがあったところでございまして、既に昨年度の実績を上回っている状況でございます。

達田委員

耐震改修それから安全・安心リフォームということで事業が進められております。その中で、特に市町村が頑張っって補助金を上乗せして、金額を増やしましたよという所が何箇所かあるかと思うんですがその金額はどうなっているか。そして、その後の改修の状況はどうなっているのでしょうか。

藤本建築指導室長

耐震改修事業の市町村の上乗せ金額の状況ということで御質問を頂きました。市町村の上乗せの状況につきましては県のホームページで紹介をさせていただいているところでございまして、現在、本格改修につきましては23市町村で20万円から60万円の上乗せ補助をしております。また、簡易なリフォーム支援では全市町村で10万円から60万円の上乗せ補助を実施しております。

達田委員

県の補助金と上乗せ分も足して一番多い所というのはどこですか。

藤本建築指導室長

市町村の上乗せ額を足して一番多い所という御質問でございます。上乗せ額で今、一番多いのは吉野川市が本格改修で60万円の上乗せをしております、トータルで120万円ということになってございます。

達田委員

よく似た所があるということなのですが、吉野川市が県が60万円それから上乗せが60万円で120万円ですと。それからお聞きしますと勝浦町では上乗せ分を足すと110万円。石井町、海陽町、藍住町、三好市では上乗せ分を足して100万円という所が出てきたわけです。個人の負担をできるだけ少なくして、そして耐震化が促進できるように市町村にも頑張っていたきたいということで上乗せを増やしていただくようお願いしてきたわけですが、やはり耐震改修をするとなりますと上乗せをしていただいても個人負担が出てくるわけです。現在、耐震改修の平均が200万円を超えるかと思うんですが、やはり高齢者の方とか年金暮らしの方になりますと100万円ぐらいであってもなかなか負担というのは大変ということになるわけです。やはりやりたいけどできない、もうこの家が崩れたら崩れたときじゃとおっしゃる方が何人もおいでます。でも、それではいけないと思うんで、やはりそういう方に耐震改修していただく、できる範囲のことで命だけは守るということをしていただきたいと思うんですが、そういう意味で県としても限度額を引き上げるというお考えはないのでしょうか。

藤本建築指導室長

耐震改修の県の補助額の増額についての御質問を頂きました。日本最大級の中央構造線活断層帯を有する本県におきましては、直下型の活断層地震に備えまして去る7月25日に人的被害、建物被害及びライフライン被害などの被害想定を公表するとともに具体的な被害軽減の道筋として建物の耐震化率を100%に高めることで、死者数を想定より9割以上減少できることをお示したところでございまして、建物耐震化は待ったなしの状況であります。さきの9月議会の代表質問におきまして岸本議員から御質問のございました建物耐震化の展開といたしまして、今議会におきましても建物耐震改修の促進に必要な措置の実施、それから耐震改修の業務を行う者の育成及び確保などについて、建物の耐震化の明確な方向性を位置付けた震災に強い社会づくり条例の改正案を提案させていただいているところでございます。

さらに、この条例を具現化するため、今議会の代表質問におきましても岩丸議員から木造住宅の耐震化はどのように取り組んでいくのかという御質問も頂いておるところでございます。県といたしましては発災後の公費支出の削減効果を考慮いたしまして、耐震化促進のための個人負担の軽減策など耐震化対策の抜本的な強化に向けて、これまでも政策提言をやっております。この政策提言の具現化の受皿といたしまして、国や市町村と緊密な連携のもと火災予防対策も含めた支援制度の設計を進めてまいります。

達田委員

以前もお尋ねをしたんですが例えば高知県の場合、住宅の耐震改修に92万5,000円の定額補助を行っており、その上に市町村の上乗せ補助があるわけなんです。それで耐震改修の件数というのが前年度の1.5倍になりましたということも報告がされております。ただし、この国からの事業の支援というのが、例えば耐震対策緊急促進事業でしたら平成30年度末までの期限の交付金、補助金であるとかに限られてるわけなんです。やはりそれではなかなか今日、明日中にはできるものではありませんので、これをもっと国が力を入れていただけるように期間を長くしていただくとか、あるいは県独自でもうちょっと頑張ると

か何か方策が必要だと思うんですが、一つは国に対して要望をもっと強める必要があるのではないかとということと、もう一つは県独自で対策を立てていくという2点お尋ねをしておきたいと思います。

藤本建築指導室長

耐震対策についての国への提言，それから県の取組についてということでの御質問かと思えます。まず，国への政策提言につきましては全国知事会とか南海トラフ10県知事会などで政策提言を行っておりまして，南海トラフ巨大地震あるいは昨年度の熊本地震のような直下型地震につきましては，いつ，どこで発生するかわからない状態ということで全国が被災の危険にさらされております。住宅の耐震化を十分に行わなければ，多くの命が失われるだけでなく，住まいを失った被災者支援に膨大な公費支出が必要となり，その後の復興に大きな影響を与えることとなります。これらのことからこれまで政策提言を実施しておりまして，その内容につきましては，住宅の耐震対策の重要性や緊急性につきまして県民，国民への積極的な啓発について，それから事前に住宅を耐震化することで発災後の復旧，復興に係る公費支出の削減効果を考慮した一層の手厚い財政措置など，従来の考え方にとらわれない耐震対策の抜本的な強化に向けた提言を行っておりましてございます。

県も独自に何か対策をするべきという御質問につきましては，先ほども説明させていただいたんですが，現在では市町村と連携をいたしまして市町村事業の上乗せ補助を受けて，補助を受けることが可能となっております。

個人負担の軽減といたしましては，今年度よりできるだけコストのかからないような工法，低コスト工法ということで，これらの普及，採用に努めておるところでございます。今後とも国の動向等も注視いたしまして市町村，関係団体とも連携いたしまして，個人負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

以前も申し上げたんですが，震災でたくさんのおうちが全壊しますと予測が出ています。もしそのとおりとなってしまう場合，非常に多大な費用が復旧，復興に必要なわけです。しかし事前の対策によってその削減効果といいますか，いろんな対策をしていけば倒壊も免れるし人命も守れるというようなことで，事前に強化をしたらこういう効果があるんですよと。個人の住宅に支援をするということは，個人の財産に支援をするのでいかんことのように国が言うておりましたけども，決してそうではなくて全体から見れば今支援をしておくほうが安くなるのではないかと私は思うんです。今県は，被害総額に対して耐震化をした場合に，こういうふうに軽減されますよというような試算はされているのでしょうか。もし，されてましたら耐震化によってこれだけの被害が防げてお金もこれだけで済みますよというようなことが計算されてましたら教えていただきたいんです。

藤本建築指導室長

地震が起こったときの公費とのその試算をしているかということですが，現在私どもの部署ではそういった試算をしてはございません。

達田委員

ほかの県の試算ですけれども、被害の総額と耐震改修をした場合、これくらいかかるというような計算をしましたら、ほぼ同額又は少なくて済むということになるのではないかなと、耐震改修をしないと被害額が増えるわけなんですよね。

しかし、命が助かります、これはお金に変えられないことだと思います。それから、耐震改修の効果促進ということで、国に対しては事業を恒久化していただきたいなと思うのと、県として上乗せ額を加算していただきたいということを是非、お願いをしたいと思えますけれども、その点についてお尋ねをして終わります。

藤本建築指導室長

国の動向につきましてでございますが、今年8月に公表されました平成30年度の国の予算概算要求につきましては、住宅建築物耐震改修建て替え等安全性向上への支援といたしまして、対前年度比で1.17倍、総額140億円を要求されており、内容につきましては住宅の耐震化に向けて、積極的な取組を行っている公共団体に総合的な支援を行うという新たな仕組みを導入し耐震化を推進するというようなことを聞いてございますので、今後ともしっかりと情報収集に努めてまいりたいと考えております。

古川委員

先ほど部長から、平成30年度に向けた県土整備部の施策の基本方針の説明を頂きました。この中に地方創生の旗手！「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現ということで空き家等の利活用の推進、これをしっかりやっていくんだということで掲げております。この空き家対策についてちょっとお聞かせいただきたいと思っております。この空き家等の対策につきましては平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布がされ、翌年施行されて進められてきてるわけです。数年たって、来年に向けて国のいろいろな空き家の対策みたいな制度とか事業とかも新聞報道を見ますと打ち出してきてます。ですから本格的に取り組んでいって実績も上げていかなければいけないと思っております。まず県内の空き家の状況について教えていただけますか。

坂部住宅課長

県内の空き家の状況について御質問を頂きました。県内の空き家につきましては総務省のほうで5年おきに住宅統計調査というのを実施しております。直近の調査につきましては平成25年10月に調査をしております、そのときの実績で言いますと徳島県の空き家の数につきましては6万3,000戸ということで空き家率は17.5%ということですよ。

古川委員

5年ごとの調査で県内の空き家が6万3,000戸ですか。これは全国でどれぐらいの位置になって、そのうち利用予定がないのが幾らあるか、そのあたりはわかりますか。

坂部住宅課長

県内の空き家の全国の数値に対する状況でございますけれども、全国につきましては第4位というところでございます。利用予定のない空き家につきましては9.9%ということでございます。

古川委員

9.9%利用予定のない空き家があるということがわかりました。かなり徳島県は空き家が全国でも4位と多いようでございますけれども、まずこの法律ができて、この中で国が基本方針を示して、それに即して市町村がその空き家対策の計画を策定し、協議会を設置して進めているとなっています。このあたり県内の市町村の状況はどうか。

坂部住宅課長

県内の協議会の設置状況につきましては、徳島市をはじめとしまして7市町でございまして、平成29年度に更にまた4市町が予定をしているところでございます。

次に計画の策定の状況でございますけれども、空き家対策計画につきましては現在、美馬市それから石井町の2市町でございまして、平成29年度につきましては徳島市をはじめ13市町村で計画を立てている状況でございます。

古川委員

まず計画については美馬市と石井町が既にできていると、今13市町村が今年度策定予定ということで全部で15市町村ですから半分が取組を進めているということですね。協議会につきましても既に徳島市をはじめ7市町が設立できて今年度、4市町が準備をしているということで、11市町と半分弱ぐらい、もっと進めていただいたほうが良いと思います。そのあたりもしっかりと県のほうでフォローもしていただきたいと思います。

そういうような状況でこの法律は大きく二つというか、一つは特定空き家の崩れかけてるとかをしっかりと対処をしていくということ、これについては市町村が粛々と進めていって県はしっかりとサポートしていくという感じで進めていくのかなと思います。

もう一つはやっぱり空き家の利活用ですね。平成30年度もこの利活用をしっかりと進めていくということになっており、県も増えていく空き家をどう利活用して地方創生に結び付けていくか、しっかりと県がいろいろな事業も含めて主導で進めていかないと、市町村に任していたらなかなか進んでいかないと考えております。

県は平成28年度は地方創生本格展開の予算ということで、この空き家対策につきましても新規事業で「とくしま回帰」住宅対策総合推進事業を立ち上げて取組を始めた。今年度もその地方創生を加速する予算ということで、この「とくしま回帰」住宅対策総合推進事業は今年度もしっかりとやっているという状況だと思います。普通会計決算認定特別委員会で状況を聞かせていただいたときに、本格展開の予算として新規で立ち上げた割には、かなり実績は厳しい状況だったと思い、そのあと控室に来られて、今年度はしっかりとやっていると聞いたので、本当かなと思ったんですが、このあたり今回の委員会で聞かせてもらおうかなと思っております。この「とくしま回帰」住宅対策総合推進事業は幾つかメニューがあるんですけども、まず、空き家の判定を推進していくという事業があります。これは基本的にはどういう事業で何を狙っているのか。

坂部住宅課長

空き家の判定についての御質問を頂きました。空き家の判定につきましては平成28年1月に徳島県「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターを徳島県住宅供給公社内に設置いたしました。そちらで建築士の資格を持った方で、更に住宅の状況を確認できるインスペクターという民間の資格認定がございまして、そういった方を対象に講習会を実施しまして空き家の状況を活用できるかどうかといったことを調査していただく空き家判定士という認証登録をしているところで、現在、空き家の判定士につきましては75名です。その空き家の判定をした結果を基にしまして活用につなげていくと、また危険な案件については解体をしていただくということです。

古川委員

まず、空き家判定士というのを認定するというので、その方に空き家の判定をしてもらって危ないものは対策をして活用できるものは活用するという話なんですが、これ片っ端から判定していくんですか。

坂部住宅課長

この空き家の判定につきましては、各市町村のほうから「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターに依頼がありまして、それを基に判定士を派遣しまして調査をしています。

古川委員

市町村からセンターに依頼があって、それに基づいて判定士を派遣して判定をしていく。そしたら、市町村は自分たちの判断で、町内全部やっ払いこうと決めたところは全部やっ払いとか、気になるとこだけやっ払いみたいなの感じですか。

坂部住宅課長

市町村のほうで空き家の判定が必要かどうかというのも設定はするんですが、その前に所有者の方から調査依頼等要望を受けまして、それで判定士を派遣するようにしております。

古川委員

所有者の方から依頼があって、市町村はそれを經由してセンターに言ってくるということは、所有者が判定に全然関心がなかったらもうそれはされない。これ実績はどれぐらい上がってるんですか。

坂部住宅課長

空き家判定の実績でございます。空き家判定の実績につきましては、平成28年度は89件でございます。そのうち22件が活用のための調査でございます。今年度につきましては10月末現在で86件の依頼を受けているところでございます。そのうち活用につきましては17件という状況でございます。

古川委員

昨年度が89件、今年度は10月末までで86件。去年よりは多くなりそうな感じがわかりました。さっき言った空き家が6万3,000戸ある中で両方合わせても180件弱ぐらいで、本当に微々たるものですね。75人も判定士がいるのですから、もっともっと判定ができるようにしていくべきだと思いますけど、なかなか進まないという理由とかあるんですか。

坂部住宅課長

空き家判定士を活用した判定が進んでいないという御質問でございます。市町村の職員の方にも空き家判定士がいらっしゃるしまして、その方を活用するようなところもあります。また、市町村で空き家を総務省の補助金を使って調査している中で、職員が空き家の外観だけですけれども、そのときに調査をしてという判定もあります。

古川委員

県の制度を使わないでやっているところもたくさんあるんだというようにとったんですが、本当にたくさんあるんですか。

坂部住宅課長

定数的には今すぐは資料がないので数は控えますけど、ある程度の数はあると推測されます。

古川委員

ある程度ということなんで多分余りないんだろうと思うんですが、ですからそのあたり制度はつくったけどなかなか動いていかんというのは、よくあるパターンなのでしっかりと空き家をピックアップして行って、どんどん働き掛けて判定してください。利活用できないものは掘り起こして行って、それでしっかりとつなげていく、マッチングして行くというような取組を進めていかないと、平成30年度も推進をすると掲げてますけど、本当に進んでいくのかとすごく不安なので、そのあたりもつくって終わりとなってしまいがちなんで、それをどう使っていくかという汗をかいていかないと全然変わっていかないのでお願いしたいと思います。利活用できるとなったら次はどうなっていくんですか。

坂部住宅課長

利活用できるとなりましたら、補助制度としまして市町村のほうで空き家の所有者又は移住者が空き家を利活用につなげるためのリフォーム、またお試し居住を推進する生活体験施設やサービス付き高齢者向け住宅等へのリノベーションをする改修補助というのを所轄のほうで持っておりまして、それで活用していただけるような制度にはなっております。

古川委員

リフォームできるような補助制度をつくっているということなんですが、どういうふう

に利活用できるものを判定して、去年20件くらいで今年も17件あったんですね。これはできたものをどうやってマッチングさせるのですか。

坂部住宅課長

空き家の利活用、マッチングでございますけども、一つは各市町村のほうで利用したい方の御相談を受けましたら、今ある空き家バンクに登録されている空き家の所有者に対して連絡をいただいてマッチングをしているということが多い事例であります。それと地域において活動されてるようなNPO法人とか多々いらっしゃいますので、そういった方々が独自で空き家を見つけてマッチングしているというわけです。

古川委員

では、判定して空き家の利活用ができれば、その結果を市町村に報告するわけですか。それで一方で空き家がないかと探してるような人に空き家バンクというのがあって、そこと照らし合わせるみたいなことですか。

坂部住宅課長

空き家のマッチングにつきましては、やはり市町村を介してそういった移住者の方とか、それを利用した方という話を頂いてマッチングしていきますけども、それ以外に県で平成28年1月に設置をいたしました、「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターのほうにも総合相談窓口というものを設けてあります。そこに所有者の方とか移住希望者の方から相談を受けまして一般相談をしたりとか、あと弁護士や司法書士といった専門家の相談を受けられるような専門相談窓口を設けているところでございます。また利活用が可能かどうかを判断した、例えば移住希望者につなげるために空き家コーディネーターの育成をしています。その方を市町村のほうに要望がありましたら派遣をして、所有者と移住者の方の間を取り次ぐといったようなことを進めているところでございます。

古川委員

いろいろな機会をつくらせて紹介しているというのはよくわかったんですが、基本的に利活用できる空き家が出てきたらわかりますか。これを皆さんに周知するのはどういうふうにして周知してるんですか。

坂部住宅課長

利用可能な空き家につきましては、まず市町村のほうに空き家バンクを設定しているところでございます。その空き家バンクにつきましてはホームページに載っているものもありますし、あと役場のほうで書類としてお見せできるような資料を置いている所もございます。ホームページに載せている所につきましては先ほど御説明をしました、「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターのホームページに各市町村の空き家バンクのホームページとリンクできるようなページをつくりまして、空き家の利活用に必要な建物についての紹介をさせていただいております。さらに、国のほうでは平成30年度に全国的な空き家バンクのホームページを立ち上げるという動きがありますので、それに市町村にも参加して

いただくように働き掛けを行っているところであります。

古川委員

判定してその結果を利活用できるのであれば市町村でホームページに載せて、載せない所は役場で台帳にして見てもらうみたいな、徳島に来ようとしている人に対して、良い、安い物件を探してる人に目に付くようにしていかないかんわけですよ。ホームページだったら良いとは思いますが、台帳というのであればなかなか県外から役所なんかに行く人なんてないと思います。そのあたりもっと工夫して、せつかく空き家の提供できるのが、まだ数は本当に少ないんですけど利活用していかないかんわけですから、もっとどうやったらこれを新たに住んでもらえるようになるか。そのあたりを考えてマッチングしていかないと、ホームページに載せて待ってるだけというのだったら進むわけないので。

例えば、平成28年度またこの10月までの間に補助金を出してリフォームした実績、それからマッチングできた実績、そのあたりの数字を教えてください。

坂部住宅課長

空き家の建築物の活用事業の補助金の実績でございますけども、平成28年度は普通会計決算認定特別委員会で御報告しましたとおり4件でございます。今年度につきましては11月末時点で3市2町のほうから交付申請を受けておりまして、21件の交付決定をいたしておるところでございます。空き家のマッチングにつきましては、平成28年度は4件のうち3件については移住者の方が決まるところでございます。

古川委員

平成28年度に比べてかなり交付決定は増えて21件もあると。この調子でずっと伸ばしていったらいいなと思いますし、4件のうち3件がマッチングできている。改修してそのまま置いとかれるのも困りますから、改修する所は大体その前提でしてるんだろうと思います。今年も今までで21件、これもほぼ誰かが住んでくれるようになっていくのかなと思いますが、平成30年度に向けてしっかりと診断し、その診断結果をつなげていく。空き家コーディネーターという方がいてまだ21件ということなんで、1桁違うぐらい増やしていかないといけないと思います。空き家判定士もおり、一方で移住コーディネーターなんかもあるわけで、そのあたりをどう連携させていくかということがすごく重要になってくると思います。現場を見てる人がいろいろな専門家になってもらってるわけですから、知恵を出してもらって県はしっかりサポートしていくという体制で、どう進めていくのかというのを県庁の机の上だけで考えるのではなく、そういう方と連携していただくことがすごく大事だと思います。来年度の予算に対してそんなことを考えているのですか。

坂部住宅課長

来年度の空き家対策の取組についての御質問でございます。先ほど少し御説明させていただきましたけども、まずマッチングというか情報発信の利用と考えておりますので、全国の空き家バンクにたくさん市町村に参加していただいて登録を呼び掛けていくところ

でございます。また空き家対策につきましては市町村から建築士の団体や司法書士の関係団体とか、そういったところの団体と勉強会を毎年1回か2回やっています。今年度も5月にやりました。また2月にやるようにしております、その中でいろいろな専門家の方から知恵なんかも頂きまして空き家対策につなげていくと考えております。

古川委員

勉強会も良いですけど、やっぱり実際に進めていくような事業の構築を基本的には民間ベースの知恵を借りて進めていってもらってというほうがいいのかと思います。いろいろ真面目にやられてるんだと思うんですが、もうちょっと押しを強くしっかりと進めていただきたいと思います。

あと、空き家の所有者から依頼があれば判定もするし、それが使えるのであればホームページにも載るようになるのですが、大多数の空き家というのは全然情報が出てこないわけで、市町村に行ってもなかなか教えてくれないわけでしょう。この空き家というのは、誰が相続人で誰が固定資産税を払っているのですかとかの情報がどんどん出てこないで空き家の解消というのは絶対進まないと思うんです。そのあたりは法律的にかなり難しい部分もあるんだと思うんですが、何か知恵とか考えてることとかあるんですか。

坂部住宅課長

空き家の所有者ということは個人の方ということで、個人情報というのを一般にお知らせするのは難しいことなので、基本的に所有者の方に対して利活用を推進するようとか啓発を行いまして、空き家を有効に活用できるように登録をしていきたいと考えているところでございます。

古川委員

全く知恵がないということですね。だから啓発がなかなか難しいと思いますけど、少なくともさっき言った汗をかいて、ピックアップしてアプローチをしていく。そのあたり、市町村も忙しいので、難しいところもあると思うんですが、汗をかいていかなければなかなか本気で空き家利活用の推進というのはできないと思いますのでしっかりと考えていってほしいと思います。

国のほうも空き家物件を市町村が仲介して、いろいろな公共施設に使っていくような新制度も考えられるような感じで報道がありました。このあたりもまた早めに情報収集をして、しっかり市町村つなげていって動かしていかないといけないと思うんです。こういうメリットがあるんだということを情報提供して、そのあたりもまた空き家利活用を進めていく上で大事だと思いますので、しっかりやっていっていただきたいと思います。

空き家については以上にしますが、あと幾つか県土整備部の施策の基本方針で、激甚化する気象災害に対する「浸水・土砂災害対策」等で、この浸水災害の軽減を図る河川改修、これも大きい河川は進んでいくと思いますが、なかなか小さい河川については進めるのが難しい。財源の問題が大きいのかなと思いますけど、これからどんどん温暖化も進んでいって、ますますそういう激甚化する気象災害というのは間違いなく増えてくると思いますので、本当に大変な状況になってくると危惧をしております。ですから、何か財源を

しっかりと確保できるように考えていかないといけない。来年度「その先に向けた玉込め」みたいなことも書かれていますので、その玉込めという意味でもどういう財源をつくっていくのか、そのあたりは国に何か提言できるような知恵を絞って、また脱炭素を絡めた税金とかになってくると、環境とかのセクションも絡んでくるかと思えますけど、何か現在考えていることとかありますか。

谷本県土整備政策課長

公共事業予算をいかに増やしていくかという御質問だと思います。公共事業予算につきましては、県民生活の基盤となるインフラ整備や施設の維持、更新のほか、地域経済を支える重要な役割があると認識しておりまして、公共事業予算の安定的又は持続的な確保が重要であると認識しております。公共事業の予算の規模について、今、来年度の予算編成中ですが、規模につきましては国の予算の動向に大きく左右されるため、年末に明らかになる国の予算や地方財政対策等を受けて財政当局と今後方針も踏まえまして規模を決めていきたいと思えます。

来年度予算の獲得に向けまして、国に対し今年度5月18日に防災減災対策また老朽化対策を計画的に着実に推進するため必要な公共予算を安定的、持続的な確保、また8月14日には自由民主党の二階幹事長がこちらに来られたときに、国土強靱化を着実に推進するための公共事業の予算の拡大について政策提言を行いました。11月10日には国の概算要求を踏まえまして公共事業予算を拡大するとともに現在、国のほうで編成作業を進められております補正予算の早期の成立、更には11月15日には県議会の方とともに徳島自動車道の4車線化、それと12月4日には自民党徳島県連の皆様と一緒に、道路整備特別措置法の補助率のかさ上げの延長と政策提言を実施してきたところでございます。今後とも国の予算の動向についてアンテナを高くしまして情報収集に努めるとともに、県土整備部としては県土の強靱化を推進するための公共事業の予算をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

古川委員

すごく詳しく言ってくださったのですが、ポイントがずれてたなと思うんです。全般的な公共事業のことを言っているのではなく、温暖化に伴うそういう予算をどう確保していくかという部分を聞いたかったんですけども、時間がないので止めときます。そのあたり何か知恵を絞って、また5月の提言に上げていていただきたいと思っておりますので検討してください。

あと四季を通じたクルーズ客船の戦略的なポートセールス、これもすごく大事だと思っておりますが、何か来年度に向けて目玉みたいなものが出てくるのでしょうか。

鎌田運輸政策課長

四季を通じたクルーズ客船の誘致ということで御質問を頂いてございます。これまでのクルーズと申しますと、阿波おどり期間中に集中するということが多くございました。以前に委員会でも御質問を頂いたところでございます。四季を通じたということで、これまでの実績で本年に限って御説明いたしますと、4月11日に飛鳥Ⅱが鳴門の渦潮や大歩

危を目的に寄港してございます。それから5月26日にはダイヤモンド・プリンセスが寄港いたしましたして、うだつの町並み、霊山寺、太龍寺、平等寺など札所寺院を訪れておるところでございます。これ以外にも5月に本県発着便としまして、にっぽん丸が八丈島へのツアーを実施してございます。今後、寄港回数の拡大を図るためには四季を通じた寄港が非常に重要と考えてございますので、引き続き関係部局と連携いたしまして、例えば、はなはるフェスタや秋の阿波おどりなどの各種イベント情報、それから藍染め、人形浄瑠璃などの文化体験、それから県内各地に観光スポット等ございますので、これらの魅力を積極的に発信してクルーズ客船の寄港増加を図ってまいりたいと考えてございます。

古川委員

四季を通じてという問題意識を持っているというのはわかりました。ですから戦略的と書いてあるんで、どうやったら誘致できるかっていうのをしっかり考えて、また来年度予算に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

元木委員長

午食のため休憩いたします。（12時14分）

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時20分）

市原県土整備部副部長

午前の委員会の際に達田委員から県土整備部の贈与報告、それから飲食届についての御質疑がございました。特に飲食届につきましては、各部を通さずに人事課に報告するシステムになっていたことで持ち合わせてございませんでしたけれども、委員会休憩後、すぐに人事課のほうにも問い合わせまして、平成28年度の数字ということになりますけれども、贈与報告が全体で406件のうち県土整備部が24件、それから飲食届につきましては1,334件のうち県土整備部が278件ということをお伺いしております。後の部分につきましては人事課のほうと連携しながら対応してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

達田委員

倫理条例では、倫理監督者への相談というところがあるんですよね。これ自分でいいものかどうかがわからなかったときには、倫理監督者に相談するとなっているのですが県土整備部でいう倫理監督者というのはどなたなんでしょうか。

谷本県土整備政策課長

県土整備部におきましては副監督者ということで、県土整備部長がなっております。

達田委員

専属というのは、部長お一人ということですね。南部総合県民局とか西部総合県民局と

かいっぱいあっても、それぞれの部長が倫理監督者ということなんですか。

谷本県土整備政策課長

先ほどの件なんですけど、倫理監督者としまして経営戦略部長がトップになっておりまして、その副監督者ということで県土整備部長という位置付けになっております。

達田委員

自分が迷ったときに相談を受けたことがあるのかどうか、相談を受けやすい状況にあるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

谷本県土整備政策課長

今年度に限ってのことなんですけど、そういう報告は今のところ私のほうに上がってきていませんので、部長のほうにも報告はしておりません。

達田委員

やはり、その場その場の部署で、相談しやすい状況をつくることも大事だと思うんです。それで、この倫理条例の中に返却というのがあるんです。もし利害関係者からもらったときは返しなさいと、しかし返しましたという報告をするということは全く書かれていないんです。だけど、これがわざわざ書かれているということは、そういうことがあり得るかもわからないということで恐らくこの条文があるんだと思います。ですから、そういうものが送られてきたり、いろいろあったときにお返ししたり、あるいは返しましたという相談ができたり、そういう体制づくりというのが必要ではないかと思っておりますので、その点是非、今後相談しやすい環境をつくっていかないとと思うのですが、その点だけお尋ねして終わりたいと思います。

谷本県土整備政策課長

県土整備部におきましては職員全てが高い倫理意識を深く浸透、定着、確立させるよう、常日頃からコンプライアンスの徹底に取り組んでいるところでございますが、今回こういう事案がありましたので、繰り返しになりますけど、職員一人一人に対しまして意識改革を図っていきたいと考えております。御理解よろしくお願いいたします。

黒崎委員

朝からの議論を聞いておりまして、久しぶりに腹の立つことになって、昼食の時間になり、達田委員の質問に対して手元に資料がないと、こんな答弁でした。監察課に電話をかけたならその資料は人事課のほうにあります。人事課のほうにかけたなら、全体の数字はわかるが個別の数字はわかりませんというアホな答えが返ってきました。個別の数字がわからんのに何で全体の数字がわかるのかということと言ったら、今おっしゃった数字が出てくる。これ今日の委員会で重清委員から始まって、最初からこの話が出るのがわかっとなのに何で用意ができてないのか。私はもう議員をなめきつとんなと思いました。どうなんですか。

谷本県土整備政策課長

すみません。先ほど副部長のほうから今回の手続の流れ、スキームを御説明させていただいたのですが、贈与等報告書につきましては主管課経由で四半期ごとに人事課に報告しています。それについてはうちのほうでわかるんですけど、飲食届につきましては各所属のほうから……（「説明受けた」と言う者あり）というふうなことで、数字のチェックをしていた関係で持ち合わせてないということで答弁させていただきました。

黒崎委員

私が言っている答えになってないやないか。何で用意ができてないのか。こういう質問が出るのがわかるとるやないか。職務怠慢でないか。どれだけあるのかという話が出るのがわかっている。用意しとかなんだらあかんやないか。議員からしたらこの委員会ってどれだけ大事なんかということよ。いい加減な態度で僕らは臨んでないよ。一生懸命聞いて言わなあかんことは言わないかんと思って聞いているもんやから、たまにこうやって爆発する。この程度言うとならええわと思って対応したら大間違いですよ。そこのところはしっかりやってもらわんと困るよ部長、どう思うのか。

瀬尾県土整備部長

先ほどの件につきましては、確かに昨日の総務委員会でもそういう話があって、そのときに後ほどというような答弁があったかと思えます。当部といたしましては、先ほども言いましたように所属から直接各課からいっているものもあり、なかなか集計をすぐに持っていなかったというのは事実でございまして、私も昨日のお話を聞きましてすぐに準備をとる指示を怠っていたことは誠に申し訳ないと思っております。先ほど午前中の委員会がありまして、早速休憩のときにわかる範囲でということ急ぎよ報告させていただいたということで、以後こういうことがないように気を付けますので是非、御理解をよろしくお願いいたします。

黒崎委員

是非ともそういう態度でよろしくお願ひしたいと思ひます。

我々議員も全てのことがわかってないんです。こうやってやりとりする中でですね、いろいろ気が付いたり、そうかなと結び付くところがありますんで、やっぱり真摯な態度で対応をしっかりしていただきたいと、くれぐれもこれはお願ひをしておきますのでよろしくお願ひします。

質問が変わるのですが、飛行場のことで御質問したいと思ひます。立派なボーディング・ブリッジも用意できます、航空会社のほうも決まってそれはそれで大いに結構です。ハード部分はしっかりできる、航空会社のほうもしっかりできる、それも大事なんですけど一番気になるのはそれができた後で、どのようにその宣伝するのか、働き掛けをするのか、お客さんを集めてくれるところをどのように売り込む、どれだけ努力をしていただくか、そこのところをお伺ひしたいのですが。

佐藤次世代交通課長

国際チャーター便の就航がほぼ最終段階まできているという状況で、今後どのように集客に向けPRに取り組んでいくのかという御質問でございます。我々としたしましては今回、連続チャーター便ということで香港のキャセイドラゴン航空のほうで、1月21日以降3月22日まで18往復就航予定になるという状況に至っております。今回はインバウンドチャーターということで香港からのお客様がまずは徳島に入って、最後いろんなコースを回って徳島県から香港のほうに戻られるという予定でございます。我々としたしましてもこれまでも、香港、台湾、東アジア方面を重点地域と位置付けまして商工労働観光部と連携して、特に香港につきましては定期便の就航意向も6月に示されていたという状況もあることから、集中的にプロモーション等に取り組んできたところでございます。つい先般、11月におきましても香港の日本総領事館と連携いたしまして、日本秋祭in香港という集中的に日本をPRするイベントの中で、徳島県を強烈にアピールしていこうということで阿波おどりであったり、阿波藍ということで藍染めファッションショーなども現地のほうと一緒にさせていただきましてPRしてきたというところでございます。

そうした現地に徳島県の本場の文化、芸術をもっていくということも当然なんではございますが、地道な取組としたしましては香港にある旅行エージェントのほうを我々も回りまして徳島県の観光素材、おいしい食材といったもののPRも当然やらせていただきますし、例えばほかの空港と組むことによって、こういう周遊コースが組めますといったような具体的に御提案するなどして集客を図っているという状況でございます。

今回はチャーター便ということで、香港へのアウトバウンドのほうは残念ながらないわけですが、今後定期便就航ということになりますと徳島県から香港のほうに出て行くということも重要になってまいります。そこで我々としたしましても9月補正予算でアウトバウンド向けの補正予算もお認めいただいたところでございまして、今後、香港の魅力を徳島県内の皆様にはしっかりとお伝えするといった意味でのメディアファームツアーみたいなものも計画いたしまして、徳島県内の皆様方はもとよりではあります。香川県や高知県、兵庫県淡路島といった御利用が見込める地域にも一生懸命PRをしてまりたいと考えております。

黒崎委員

ほかの空港と協力というか入り口というようなことで、香港の観光客誘致については一番近い所で関西国際空港とか、それに続いて近い中国地方のほうはどうなんですか。

佐藤次世代交通課長

今回、定期便の就航意向が示されております香港航空につきましては、中国地方でも米子空港と岡山空港に就航しているという状況がございますので、我々としても徳島県とその両空港を組み合わせたコース取りができないかということで、香港の代理店のほうにはしっかりと説明なり売り込みをしているという状況でございます。

黒崎委員

今後も、連携がとれるような所はしっかりとがめつく、せっかくこちらのほうに来たん

ですから来た人にだけ良かったのではなくて、先につながるような観光にしたいと思いません。あと民間の努力も大切なんですけど、県として方向性を示し、民間の活性化ができるように是非とも力を配分したらと思います。よろしく願いいたします。

岸本委員

少し前置きが長くなりますけれども、私は今まで徳島南環状道路と徳島西環状線については、議会でも何度か質問して、そんな中で、徳島市の委員の方もいらっしゃいますが、皆さんの思いも同じだと思うのですが、道路が新しくできますとそこの道路に並行している従来の道路が逆に混雑する。徳島南環状道路ではそういう事態が起こっており、私の町である国府から一宮橋を経由して、一宮下中筋線を朝通って徳島南環状道路に出るということで、一宮下中筋線が非常に混み合うと。これは石井町や吉野川市の方は童学寺トンネルを通過して神山町の行者野橋、それから神山鮎喰線それから神山国府線を通して混み合うということで、これは途中経過で必然などうしようもないことかもわかりませんが、そうしたときに地元対策が必要でないかと。そして一刻も早く全線を開通する必要があるということで質問してまいりました。

その観点で今回は、高速道路について2か所お伺いさせていただきたいと思えます。まず沖洲のインターチェンジです。沖洲のインターチェンジについては徳島東インター線がマリンピアのほうに走っていき、そしてインターチェンジ、そのインターチェンジは従来どおり、通常の道路にインターチェンジに入るにしても降りるにしても信号で操作すると聞いております。ですから、高速に乗る人は左車線ですとそのまま高速に乗っていきけるというのではなくて信号待ちをすると聞いております。徳島東インター線の東行きと高速の交差点、そこは何車線になるのでしょうか。

寺澤道路整備課長

徳島東インター線の車線数についてのお問合せでございますが、現在の道路というのが臨港道路で片側1車線の道路が続いてございます。この度、整備を進めることによって片側2車線の道路にするということでございまして、交差点部分につきましては右折車線を取って交差点内は合わせて片側3車線というような形の道路になります。

岸本委員

そうしますと西から東行きの右折レーンは、車は何台止まれ、どれくらいの距離があるのか。というのは、インターチェンジから津田のほうに向かう道路は無料になりますから、右折して利用する方が多いのではないかと。結局、右折レーンの駐車台数が例えば5台だったとしたら、手前の2車線のうち、右折車が7台も入りますとその1レーンを潰してしまうじゃないですか。例えば、朝、国道192号の中央病院や徳島大学病院に入るときに右折レーンで止まって、中央2車線が止まって左1車線になるということが考えられたりするんですが、大体右折レーンでどれくらいの距離を持たすのですか。

寺澤道路整備課長

右折レーンの長さでございますけれども、市内からマリンピアに向けて滞留長、滞留長

とは止まる所が30メートルございまして、それから本線から滞留長にすりつける分が30メートルということで合わせて60メートルほどの改良を見込んでいるところでございます。

岸本委員

何台ぐらいの車が止まりますか。

寺澤道路整備課長

滞留長といたしましては30メートルだということでございますので、車6メートルといたしますと5台ということになります。

岸本委員

津田のほうを埋め立てて企業を誘致しようということですから、トラックも通るでしょうし、非常に距離が短いと思います。そしてそのことを思うだけでなく、実は北沖洲には今の海岸線のすぐ西側に北行きに吉野川まで市道があります。その市道を通じて両サイドに住宅地が並んでいるわけですが、その方々は北から南に徳島東インター線に出てそこから市内のほうに向かうのに右折をする。ただ、そこは高速の交差点に非常に近いので右折禁止にして左折すると聞いています。では、その左折をした方々は市内に向かうのにインターチェンジの交差点の中でUターンをしないといかんと。右折レーンに台数が少ない中、そこを渡って左折ですぐに右折でいくわけですから非常に危ない。その辺の対策についてどういうふうにしていますか。

寺澤道路整備課長

一部の道路につきまして、市道からの道路が右折ができなくなるということでどのような対策をとるという御質問でございますけれども、今、おっしゃる市道というのは、新しくできますインターチェンジの交差点の近傍にあるということで、3メートル程度の市道がございますけれども、どうしても右折すると事故が多くなるというようなことで、左折専用道になってまいります。その中でどういう対策ができるかというような御質問でございますけれども、まず一つは、県のほうでそのすぐ西隣にまた3メートルよりもちょっと広い市道があるんですけども、そこへできるだけ出入りをお願いしたいということで、その西隣の交差点につきまして、新たに信号を設けまして、そこから右左折できるような形でまず対応をするということを進めておるところでございます。

あわせて、その市道につきましては道路管理者であります、市のほうで改良の計画も進めていただくということでございますので、今後も県と市と協調いたしまして、できるだけ徳島東インター線に円滑に誘引できるような形を今考えていると思います。

岸本委員

是非、地元の方と協議いただいて、つまり生活道路という観点からも不便にならないようにお願いしたいと思います。

そして、もう一つ津田インターチェンジですね。喜多副委員長の地元でもありますし、

喜多副委員長の発案からもインターチェンジをつくって、何とか津田地区活性化ということで話も進んでおりますし、喜多副委員長もインターチェンジについての各周辺、御苦労されておられると思うのですが、今ちょうどアクセス道ということでお聞きしましたので、津田インターチェンジのことについて、少しアクセス道の観点からお尋ねしたい。

私、思いますのに勝浦川から旧の国道、今の県道徳島小松島線ですか、勝浦川から入る所のその東に抜けていけますから交差点と言えば交差点ですけれども、あそこの三差路。要は勝浦川を下ってきて左岸ですか、左岸に向かって右折する左折すると、ちょっと多いんですけれども、そのときに八万のほうから来ます徳島環状線の三差路。そしてその次に、末広大橋へ向かう徳島環状線の三差路。そして今度は、津田に入る三差路ということで、三差路が非常に隣接しておりまして、そんな中でも高速といっても無料の道路になりますから津田地区の方が沖洲のほうへ、マリンピアには3,000人という人がいますが、仕事だけではなく利用をよくすると。そうしますと南から北に津田の木材団地へ向かって右折をします。そこは今1車線になっていますが、実は右折レーンがありますけど、その津田の団地のほうに入るこの徳島小松島線について、交通量は今のところどういう対策をしようと考えているのですか

土井高規格道路課長

平成32年度の津田インターチェンジの開通を見据えた周辺道路の渋滞対策について、どのように取り組んでいるのかということで御質問を頂きました。津田インターチェンジにつきましては平成32年度の開通を見据えて接続する徳島小松島線などについて、津田インターチェンジの渋滞対策としまして、現在、関係機関と協議しながら設計を進めているところでございます。

それで今後、設計がまとまりますと工事着手前までに地元説明会を開催しまして、平成32年度の供用後のアクセス道路が円滑に機能するように進めているところでございます。具体的には徳島小松島線のおっしゃいました区間につきましては、南から来て右折する車両、また末広大橋へ入っていく車両等もございますので、交差点と交差点の区間延長が約300メートル強あるんですが、その中で現道の幅員を最大限に活用しまして右折車線を250メートル程度取りまして、右折車両がそこで滞留できて直進車が円滑に通行できるような計画を進めているところでございます。

岸本委員

末広大橋へ向かう交差点から津田の北に向かって、津田の団地に行く所までが片側1車線で変則になりますけど、3車線になるというようなイメージでお聞きしました。それではそれに関連してですけれども、徳島東環状線について上り下りも含めまして完成形と目途がわかりましたら教えていただけますか。

土井高規格道路課長

徳島東環状線の完成の目途ということで御質問を頂きました。現時点で完成がいつということは未定ということでございます。

岸本委員

完成形は、ずっと高架道路ですか。

土井高規格道路課長

計画としましては末広道路から西方向、国道55号のほうに向かって高架で本線が通りまして、その横側に各2車線の側道が付くという計画でございます。

岸本委員

その道路の上り下りできる所はどこですか。

土井高規格道路課長

末広道路につきましては、側道で現在の交差点の所に降りることができます。あと高架構造でそのまま国道55号を越えて徳島南環状道路に入っていくというかたちになっております。

岸本委員

今の徳島東環状線、末広道路の所で上り下りができると。その次に高架道路ですから、次に上り下りができる所、それはずっと平面に下りてきた所になるのか、ずっと高架があってその次にどこで上り下りができるのか。

元木委員長

小休いたします。（13時52分）

元木委員長

再開いたします。（13時53分）

土井高規格道路課長

続いてランプで下りられる所は国道55号との交差点でございます。

岸本委員

そうしますと喜多副委員長の地元で恐縮ですけど、新浜の辺りの方は国道55号を西のほうに行って乗ってくるか、今の形状で徳島小松島線の三差路を一旦出て、また次の三差路で曲がり、信号が2回あると。なおかつ、そのときは高速ができておるので、極力その信号をスクランブルにして使うほうが私はいいように思うんです。国道55号の八万のほうから来た方が次にその徳島東環状線に乗ろうとしたときに、その三差路を越えるんです。どのくらいの土地の取得になっているのかわかりませんが、その方々は信号にかかわらず曲がれるようにするのか、ないしは高架道の下でそっちに移って乗り込めるようにするのか、三差路で乗り降りしようとするなら一つ乗せると。そうすることが徳島小松島線の混雑の解消になると思うのですが、これはそういう設計には今なっていないということで、是非とも検討を重ねて余り混むことがないように。もちろん津田インターチェンジから小松

島インターチェンジまで早くできれば、これが一番の渋滞緩和になると思いますが、目途がまだまだ立っていないという中、徳島南環状道路のこともありますので非常に懸念をしているということで検討を重ねていただきたいと思います。

元木委員長

小休いたします。（13時55分）

元木委員長

再開いたします。（13時56分）

岸本委員

もう三差路三差路ばかりで今も本当に混んでる道路ですので、完成まですぐできるというんだったらいいんですけど、大分時間がかかるというのであるなら、是非とも検討して対処していただきたいというふうに思います。

高規格道路に関する質問は以上で終わらせていただいて、今日、平成30年度に向けた県土整備部の施策の基本方針が出されましたので、ちょっとお尋ねをします。まず、沖洲から津田までは平成32年に完成するという事は、平成30年から3年で作るということになりますので、沖洲から津田までの総工費、そして直轄道路になりますので今までに県費をどのくらい投入しているか。総工費をまず言っていただいて既に使っているお金を言っていただいて、その使っている総工費の県費がどれくらいということを教えていただけますか。

土井高規格道路課長

新直轄区間四国横断自動車道の今までに投入した事業費ということで……（「津田まで」と言う者あり）津田までですと、今すぐにはわかりませんが全体では500億円程度、阿南までの間で投入しております。負担につきましては、金額を正確に把握しておりませんが、金額を正確に把握していませんけれども4分の1ということで負担しております。

岸本委員

阿南までというのでなく津田まで。これ阿南までというのはいつまでにできるというのが示されてませんので、この後の質問につながらないのですが、津田までは平成32年、後3年間でつくると。それに対して総額が幾らで県費、直轄負担金がどれくらいということがわかるのであれば3年でそれを割らないかんですね。県土整備部の予算のうち、大きな直轄のお金が必要となりますので、それが引き算されて残りが県土整備部の予算となるのか。その直轄区間というのは別物やと、県土整備部として整備していかないかん所がいっぱいありますので、その辺、津田に高速をつくるお金が国の事業として例えば付いたら、その分だけ直轄負担金がかかるわけですから、それはもう既に平成32年にできるということを明記されているわけですから、増えるのであるならそれはプラスで増やすという考えなのかどうかということをお聞きしたんですけど、そのへんはどうですか。この平成30年度に向けた基本方針についていかがですか。

北川県土整備部次長

四国横断自動車道そして南につながる阿南安芸自動車道の直轄道路の予算、私どもも最重点課題ということで、何においてもこの予算を確保しなければならない、直轄の予算が確保できて県の予算が確保できないといったことがあってはならないと思います。そういうことでまずは予算そしてまた、今岸本委員がおっしゃった地方の道路というところにつきましても、しっかり要望をしていきたいということで、また、私どもとしては県予算につきましては財務当局への要求段階でございますが、必要額ということでしっかりと要望したいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

岸本委員

これから完成年度も決まった分で多くお金が出ていくと、その分について従来予算についてはプラスアルファということで要望しているという理解でお聞きしましたので、2月議会では是非ともその辺が表れた予算にさせていただきたいということをお願いして私の質問を終わります。

寺澤道路整備課長

1点訂正をお願いします。先ほど右折レーンでございますけれども、30メートルの滞留長と30メートルのシフト長ということで御説明いたしましたけれども、ちょっと場所を間違っております、ここは滞留長が140メートルということで、台数にして23台ぐらい滞留できるということで、すりつけ長が25メートルというようなことでございますので訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

岸本委員

わかりました。津田のほうに渡るということで、トラックなんか想定されますのでね、車の台数をどうこう言うんではではないんでしょうけれども、ここは特に北から来た住民の方については生活道路になって、インターの中でUターンということになると危ないんで、それについては市とも協力しながら対策を練っていただいているということなんで、いい方向に限られたモデルの中から挑戦して頑張っていただきたいと思います。

眞貝委員

岸本委員からのお話を伺ってお聞きしたいのですが、徳島県で今、一番渋滞が発生している所、車が動かない状態が起こる非常に渋滞が多い路線はどの路線になるか。

寺澤道路整備課長

徳島県内の一番渋滞が多い所ということでございますけれども、国道11号と国道192号の本町交差点というのがございますけれども、そこが一番渋滞している箇所かと思いません。

眞貝委員

その交差点は、信号で止まる回数が長く通り抜けに掛かる渋滞のことをいうのか、それとも車が多く渋滞のある所なのか。日亜化学工業株式会社に通勤されている方が非常に多く、市内から南に向いていく道路が一番混んでおるという苦情を聞くわけですが、僕から見てもその路線が一番渋滞、車の滞留している状況が長いと思うのですが、ここの所はどうなんですか。

寺澤道路整備課長

申し訳ございません。本町交差点と申し上げましたけども、そのほかにも吉野川大橋を降りてきた辺りとか、交差点辺りで渋滞の発生する所がございます。渋滞ポイントと名付けておまして、そこについても国と県の間で渋滞ポイントを解消するために、いろいろな対策を講じているところでございます。

眞貝委員

北は大体、吉野川大橋から南は小松島まで混んでおるということで、課題解決先進県徳島でございますので、その所、一番大きな課題かと思っておりますので、どのようにしたら早く渋滞がなくスムーズに行けるのかということを考えて、これからの徳島の道路網を構築していただきたいなと思っております。

本来聞きたかったことは別にございまして、鳴門総合運動公園の球技場の改修費が4億円と出ておまして、そのことについてお聞きしたかったんです。それに対しては県民スポーツ課のほうでお聞きしたいのですが、そこに聞く前に県土整備部に聞きたいと思っております。サブグラウンドは何年に完成をして、そしてサブグラウンドの建設費が用地費は別で上物にどれぐらいの金額がかかったのかということをお教えいただきたい。

鉾田都市計画課長

鳴門総合運動公園の球技場の件で、いつ頃完成したのかということと整備費用は幾らかという御質問を頂きました。この鳴門総合運動公園の球技場につきましては、平成5年10月の東四国国体の投てき練習場を目的として整備を始めました。その後サッカーやラグビーなどに使っていただいているんですが、供用を開始したのは平成7年4月1日でございます。おおむね22年以上たつてございます。整備ですが、平成3年度から着手しまして平成5年度に完成しております。フィールドとかスタンド、管理棟などに整備を要した当時の費用でございますが約5億円でございます。

眞貝委員

22年経過しておるといふか5億円かけて今度の改修費は4億円ということで、これ管理がちょっと問題かなと思っておりますが、県土整備部でないんで置かしていただきたいと思っております。

それともう1点、ポカリスエットスタジアムのことでお聞きしたいのですが、ヴォルティスがJ1になられてから大きな金額で改修もしたと思っておりますが、これも県土整備部の発注工事だったんですか。であれば金額をお教えいただきたいと思っております。それとオロナミンC球場の照明も工事したと思うのですが、それも金額がどれぐらいなのか。

元木委員長

小休いたします。（14時09分）

元木委員長

再開いたします。（14時09分）

鍬田都市計画課長

ポカリスエットスタジアムですけども、バックスタンドの整備費用がございます。それはスタンド改修費に約15億円かかっています。また屋根の設置に9億6,000万円かかっています。オロナミンC球場ですけども、今、照明塔の改築を行っております。6基分、合計で10億6,000万円かかっています。

眞貝委員

この建設費にオロナミンCとポカリスエットと名前が付いておまして、ネーミングライツのお金というのは、全然こちらのほうは関係ないわけですか。あるかないかでいい。

鍬田都市計画課長

ネーミングライツについては、私どもの関係でございます。

鳴門総合運動公園全体でございますけれども、5年間で約1億円というネーミングライツの値段になっています。

眞貝委員

運動公園に1億円ということで、その中でポカリスエットスタジアムとオロナミンC球場の建築や設備改修に30億円くらいになると思うが、このネーミングライツのお金が入っていくということはないわけですね。

鍬田都市計画課長

ネーミングライツで頂いたお金は、工事費のほうに充当はさせていただいておりますけれども、それのみではございません。

眞貝委員

ネーミングライツのお金も一部入っておるということですか。これは運営費に入っているわけではないのか。

北川県土整備部次長

お名前を付けていただくということに、企業の皆様から1億円を頂くということでございます。当然、一般財源に入ってくるわけでご覧しまして、改修を国の補助事業とかでするときに、一般財源を予算化しますが、どの程度充当されているのかは、ちょっとはつきりとはお答えできません。

眞貝委員

そのお金を県土整備部のほうでどうのこうの言うつもりはないですが、高校サッカー選手権のスポンサーが株式会社明治だということで、ポカリスエット大塚と書かれている問題があって、ちょっと使用ができるとかできないとかということで、できないということにネーミングライツというようなことがあるのですが、そのところは県民スポーツ課に確認したいと思いますので、その流れをお聞かせいただいたわけでございます。

須見委員

先ほどの芝の問題についてですが、22年間使って老朽化して4億円かけて改修すると。当時スタンド、芝を入れて5億円の工事費、今回は芝だけで4億円ということなんですけど、当然老朽化しているスタジアム、観客席等もあると思うんですけどその改修工事はやられておるんですか。

鍬田都市計画課長

メインスタンドと芝以外の整備につきまして、この球技場、観戦環境も向上しないといけないとか競技者の体調管理とか諸問題ございます。スタンドの観覧席の増設とか屋根の設置、夜間のための照明とか今後いろいろと総合的な施設整備の必要性というのは、県土整備部としては認識してございます。

その中でまずは20年以上経過して環境が悪いという、競技者の体調管理に是非とも必要だということで芝の改修をさせていただいております。今後、委員のおっしゃいますとおり観戦環境の向上に向け、その他の施設整備につきましては県内のスポーツ施設の状況も踏まえまして、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

須見委員

各種スポーツ団体から毎日情報が入ってきていると思います。本当に使う人の意見をしっかりと聞いていただいて、東京オリンピックまでに、照明なりバックスタンドの関連したものをより良い仕組みであったりとか、使う人の機材を置くスペースや倉庫であったりとかを今後使えるようにしていただきたいと。

喜多副委員長

1点だけお尋ねをいたします。本会議で我が会派の岡本議員からの質問に、1月21日から香港、そして台湾に2便就航するという知事の答弁がありました。具体的にそれぐらいだったんですけども、日程的に今後どのようなかたちで徳島県に入ってくるのか。そして、そのインバウンドをどのようにこれから進めていくかということについて、もう1か月先でありますので、ほぼ決まっているのではないかなと思います。お尋ねをいたします。

佐藤次世代交通課長

今回の香港と台湾の国際チャーター便の件でございます。実は香港の連続チャーター便

につきましては答弁にもございましたように、香港のEGLツアーズという会社が今回はチャーターを行っております。今回、EGLツアーズのほうも予定では3泊4日のコースでありますとか、香港の方に一番人気が高いといわれる4泊5日のコース、それと長いところでは5泊6日のコース、こうしたものを今考えておるといふ状況を我々もお聞きしておるところでございます。

当然、徳島県に入って徳島県から出るツアーもあれば、関西空港にキャセイパシフィック航空が就航しておりますので、その関西国際空港に入る便を片道使って、片道は徳島を使うとそういったコースも考えておるとお聞きしているところでございます。

コースといたしましては、今お聞きしておるのは、徳島県内に最低1泊は泊まりますという話がございます。あとは四国を1周するようなコースもあれば、四国から例えば中国地方のほうに出て関西国際空港から出るようなコース、様々なコースを考えていただいておりますという状況でございます。現状の予定では1月21日から3月22日まで毎週木曜日、日曜日に徳島阿波おどり空港に就航する予定というところでございます。

もう一つが台湾のほうでございますが、台湾のチャーター便につきましては県内の旅行代理店に頑張ってもらいまして、徳島から台湾のほうのアウトバウンドというのと台湾から入ってくる、いわゆるツーウェイチャーターというかたちでの実施が今予定されておるといふところでございます。

徳島県から台湾のほうに向かわれる旅行につきましては、現在新聞広告なんかでも台北にステイするコースでありますとか、台北から高雄のほうまで抜けるコースでありますとか、3種類ぐらいのツアーコースということで、既に募集が始まっておるといふ状況でございます。

台湾から徳島県のほうに入ってこられるお客さんにつきましては、四国内あとは中国地方ということで、コースはまだ最終決定はされていないようですが、ベースとしては中国・四国を中心にツアーコースが組まれるようでございます。

実は香港のほうにつきましては、今日現地の香港で、EGLツアーズが徳島のチャーター便を活用したツアーのPRを一生懸命していただいておりますということで、徳島県のほうからも参加しまして、徳島県の魅力を直接現地でお伝えしていくような取組が間もなく始まるという状況です。

喜多副委員長

多彩な工程、日程でこれから募集するというところで、目標人数なんかはどのぐらい集めたいかということで予定しておりますでしょうか。

佐藤次世代交通課長

今回のツアーに関する目標というところでございますけれども、実は過去にも香港からの連続チャーターというのは就航しておる実績がございます。平成25年に12往復22便ということで、これは7月から8月にかけて就航がされております。このときの平均搭乗率が約80%というところがございます。それ以前には平成24年の12月に、これはちょっと短かったのですが3往復4便というかたちで就航されておりました、このときの平均搭乗率が約74.6%という数字でございます。今回の1月以降のチャーター便でございますが、実

施される時期がやはり冬場ということもございまして、旅行者にとっては一番厳しい時期であると我々は考えております。

それと今募集開始をしたとお話したんですけれども、募集開始からツアー催行までの期間が非常に短いということで、かなり条件的には厳しい面もあるのではないかと我々は考えております。平成24年のチャーター便が12月に実施と状況が似ておるといことでございまして、まずは平成24年のチャーター便を目標として75%、これをまずは目指してまいりたいと考えております。

我々としましてはこの目標を少しでも上回るができるように、今回のチャーター便を実施するEGLツアーズともしっかりと連携をいたしまして、現地でのプロモーションや情報発信などに引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

台湾のツアーにつきましても、これもインアウト含めて、地元の旅行代理店とか地元の観光事業者の方とともに、おもてなしと募集活動をしっかりと行いまして、少しでも搭乗率が高くなるような取組を進めてまいりたいと考えております。

喜多副委員長

前回のときもいろいろ県の補助とか支援とか計画されてたんですけれども、今回何か特典というか目玉なんかが予定されておりますでしょうか。

佐藤次世代交通課長

運航への支援という面でございますけれども、今回連続チャーター便ということでございまして運航機材がA320という、いわゆる地方空港へのチャーターによく使われておる160人乗りぐらいの機材でございます。これが使われた場合には県内最低1泊、これを条件に着陸料でありますとかレーダー使用料とか空港施設の使用料等について支援を行うような制度がございまして、チャーター便の場合は片道あたりA320の場合は35万円、この運航支援の制度がございまして。

今回は18往復で行き帰りは1便空便がございまして、全部で予定通り運航されれば34便ということになりますので、35万円かける34回ということで、県内最低1泊の条件がございまして、予定通り運航されれば1,190万円という運航支援ができるという状況でございます。

喜多副委員長

もう一つ、何か徳島県において歓迎式とか歓迎イベントというか、盛り上げるための企画はされておるのでしょうか。

佐藤次世代交通課長

今回のチャーター便の初便が来年の1月21日ということでございまして、その日に新ターミナルの供用を開始する予定で考えております。我々としましても当然セレモニーとかたちで、何か徳島らしいセレモニーをとということで、今一生懸命検討を進めておるところでございます。おもてなしにつきましてもチャーター便の就航に併せるかたちで、観光部局のほうと連携しながらしっかりと準備したいと考えております。

喜多副委員長

新しいターミナルができて初めてインバウンドを進めるようになっておりますけれども、できたらチャーター便だけでなく定期便につながるようなことを頑張っていたきたいと思っております。とりあえずチャーター便でもすごく努力したのではないかなと思っております。ちょっと前ですけど高松空港に行ったときに、中華航空の台湾の定期便があるんですが観光客のバスが何台も空港の外で待っておるような状態で、これが連日というか定期便が入ってくる度で台湾からの観光客はすごいですよと話を聞いて、ええっという思いがいたしました。それにつながられるようにこれから頑張っていたきたいと思っております。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第9号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（14時26分）